

幸田町がん患者アピアランスケア支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん治療による外見変貌を補完する補整具の購入について幸田町がん患者アピアランスケア支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、がん患者の身体的、精神的及び経済的な負担を緩和し、がんとの共生社会を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「頭部補整具」とは、がん治療に伴う脱毛に対応するために一時的に着用するウィッグ又は毛付き帽子をいう。

2 この要綱において「胸部補整具」とは、外科的治療等によるがん治療に伴う乳房の形の変化に対応するための補整下着、補整パッド又は人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。）をいう。

3 この要綱において「補整具」とは、頭部補整具及び胸部補整具をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 補助金の交付を申請する日において町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) がんと診断された者で、その治療を受けたもの又は現に受けているもの
- (3) がん治療に起因する脱毛又は外科的治療等による乳房の形の変化に対応するために補整具を購入した者
- (4) 過去に県内の他市町村から、補助金の交付を受けようとするものと同種の補整具の購入に関し補助を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次項及び次条第1項において「補助対象経費」という。）は、補助対象者が使用する補整具の購入に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、補整具のうちウィッグの使用に附属する消耗品の費用については、補助対象経費から除外する。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補整具の区分ごとに、それぞれ補助対象経費に相当する額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）又は20,000円のいずれか低い額とする。

- (1) 頭部補整具
- (2) 胸部補整具

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき、前項各号に掲げる補整具の区分ごとに1回に限る。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者又は当該補助対象者と同一の世帯に属する者は、幸田町がん患者アピアランスケア支援事業補助金申請書（様式第1号）に次に掲

げる書類を添え、補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に町長に提出しなければならない。

(1) がん治療を受けたこと又は現に受けていることを証明する書類の写し

(2) 次のいずれかの書類の写し

ア がん治療に伴い脱毛したことを証明する書類

イ がん治療に伴い乳房を切除したことを証明する書類

(3) 補整具の購入に係る領収書

(4) 債権者登録兼口座振替依頼書

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定する。

(決定又は不交付の通知)

第8条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容を幸田町がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知する。

2 町長は、前条の規定により審査した場合であって補助金を交付すべきものと認められないときは、幸田町がん患者アピアランスケア支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により当該補助金の交付を申請した者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、幸田町がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、補助金を交付する。

(決定の取消し)

第10条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、同年4月1日以後に購入した補整具について適用する。